

# 加古川市就農希望者サポート制度事務取扱要領

令和8年3月27日

農林水産課長決定

## (目的)

第1条 この要領は、加古川市で就農を希望する者に対し、農業に関する情報収集及び就農に向けた具体的な準備を進めるための支援を行う加古川市就農希望者サポート制度に係る事務処理について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (サポート対象者の要件)

第2条 サポートを希望する者（以下「サポート対象者」という。）は、加古川市で農作物の栽培に関する就農を希望する者とする。

## (就農サポーターの要件)

第3条 サポートをする者（以下「就農サポーター」という。）は、加古川市内の農地で農作物の栽培を行う者のうち、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

- (1) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第5項により市長が農業経営改善計画を認定した者
- (2) 法第13条の2第1項により他の地方公共団体の長又は農林水産大臣が農業経営改善計画を認定した者
- (3) 法第14条の4第3項により市長が青年等就農計画を認定した者
- (4) 集落営農組織

## (就農サポーターの登録)

第4条 就農サポーターとなることを希望する者は、サポーター登録アンケート（様式第1号）を市長に提出する。

- 2 市長は、前項の提出があった場合は、前条の要件を満たす者であるかを確認した上で、就農サポーター一覧を作成する。

## (就農サポーターの役割)

第5条 就農サポーターは、次に掲げるもののうち、サポート対象者が希望する支援を行う。

- (1) 現地見学

現地見学による地域の農業の特徴や農業経営の事例を学ぶ機会の提供。

- (2) 農業体験

農業体験の実施による初歩的・基本的な技術や知識の提供。

(3) インターンシップ

インターンシッププログラムの実施による実践的な技術や知識の提供。

(サポートの申請)

第6条 就農サポーターの支援を希望するサポート対象者は、エントリーシート（様式第2号）を市長に提出する。

2 市長は、前項の提出があった場合は、サポート対象者と面談を行い、第2条に掲げる要件を満たす者であるかを確認する。

3 市長は、前項により加古川市での就農意欲があると判断した場合、就農サポーター一覧から適切な就農サポーターを選出し、サポート対象者の受入が可能であるかを確認する。

4 市長は、前項により就農サポーターが受入可能である場合、就農サポーターとサポート対象者とのマッチングを行う。

(実施結果の報告)

第7条 就農サポーター及びサポート対象者は、第5条の取組終了後、速やかにアンケートを市長に提出する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。